申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>利用時間の延長許可</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市民会館規則第４条第２項
２　利用時間の延長は、他の利用に支障がない場合に限り、１時間を限度として許可することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>利用時間の延長は、他の利用に支障がない場合に限り、１時間を限度として許可することができる。
具体的には、使用中の場所が、利用時間区分ごとに後続の他の利用者がない場合をいう。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>総日数　即日</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>